

（仮称）鎌倉市携帯電話中継基地局の設置に関する条例素案

についてのご意見を募集します

鎌倉市では、携帯電話・PHS中継基地局の設置についての条例の制定を予定しています。

12月9日（水）から1月20日（水）【必着】まで、ご意見を募集します。

■（仮称）鎌倉市携帯電話中継基地局の設置に関する条例素案

意見募集期間

平成21年12月 9日（水）から平成22年1月20日（水）必着

提出方法

持参、郵送、FAX、Eメールにてお願いします。

持参・郵送 鎌倉市まちづくり政策部まちづくり政策課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

FAX 0467-23-6939

Eメール toshisei@city.kamakura.kanagawa.jp

※意見書の書式は特にありませんが、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。

※電話でのご意見はご遠慮ください。

その他

※いただいたご意見とそれに対する鎌倉市の回答は、平成22年2月上旬ごろホームページにて公表いたします。なお、いただいたご意見を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

お問い合わせ先

鎌倉市まちづくり政策部まちづくり政策課 TEL0467-23-3000(内線2823・2824)

(仮称) 鎌倉市携帯電話中継基地局の設置に関する条例素案について

〔背景〕

- ◇携帯電話の普及に伴い、市内において中継基地局の設置がなされております。中継基地局からは、電磁波が発生していますが、わが国では、人体に影響を及ぼさないよう虚弱者や高齢者、乳幼児、病人等への影響を考慮した国際的なガイドラインと同等の基準である「電波防護指針」を策定し、その指針の範囲内で電波の使用を認めています。中継基地局は、この指針を遵守し、免許を得て、開設されているものです。
- ◇しかし、携帯電話・PHS中継基地局が、周辺の住民の知らないうちに設置されることにより紛争となるケースや電磁波による不安を訴えている住民との間で紛争となるケースが発生しており、事業者は、電磁波による影響はないことなど、独自に住民の不安を解消するための説明会を開催していますが、一定のルールを求められています。
- ◇平成20年9月市議会定例会で「携帯電話・PHS中継基地局の設置に関する条例の制定を求めることについての陳情」及び平成21年9月市議会定例会で「携帯電話・PHS中継基地局の設置に関する条例の迅速な制定についての陳情」が審議され、採択された経過があります。

〔概要〕

○目的

- ・本条例は、携帯電話（PHSを含む。）中継基地局（以下「基地局」という。）の設置を巡り、景観及び電磁波の不安などに起因するトラブルが発生していることから、事業者が設置工事の着手前に、住民に対して計画概要及び安全性などを十分に説明を行う旨を定め、紛争を未然に防ぐことを目的とするものです。

○対象となる基地局

- ・屋外の基地局（建築物内、地下街等に設置される基地局は対象としない。）

○住民への周知

- ①独立柱の基地局の場合は、高さ（既存の電柱等に設置する場合は、地上からの高さ）の2倍の水平距離の範囲内の居住者、土地所有者及び建築物所有者
- ②建築物に設置する基地局の場合は、次のとおり
 - ・当該建築物の所有者、居住者及び敷地の土地所有者
 - ・当該敷地の隣接地の建築物所有者、居住者及び土地所有者

③①又は②の範囲内の自治会町内会

○事業者の責務

- ①事業者は、基地局の設置について、住民の理解を得るよう努める旨を定めます。
- ②事業者は、工事着手前に計画の内容について、市長に提出する旨を定めます。
- ③事業者は、住民に対して計画の内容を説明し、その状況を書面により市長に報告する旨を定めます。
- ④事業者は、子どもの関連施設については、その施設の管理者の意向を踏まえながら、特別な配慮が必要である旨を定めます。

○住民の責務

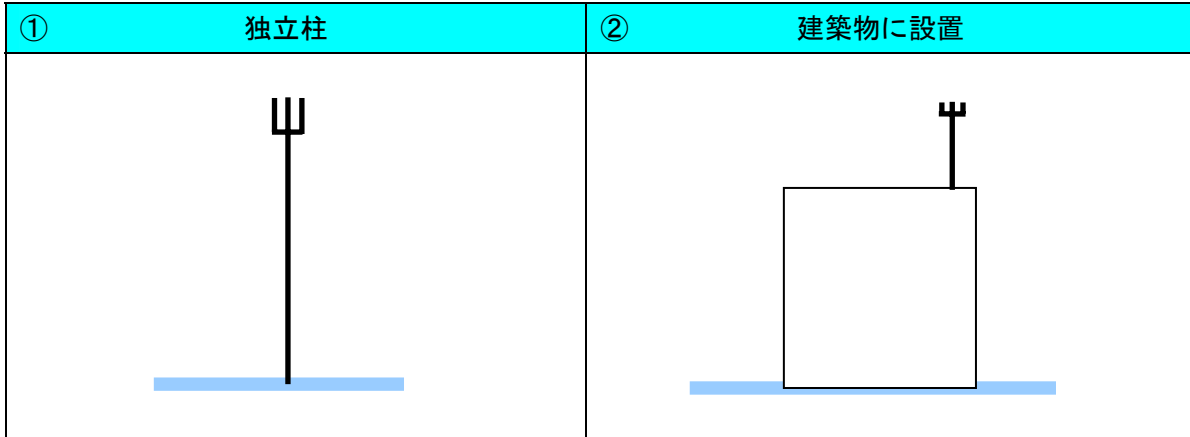
- ・住民は、事業者からの説明を聞かないなどの一方的な行動をとるのではなく、事業者側の説明も聞く姿勢を持つことが必要である旨を定めます。

○市の責務

- ・市は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、当事者間の調整に努める旨を定めます。

[参考図]

○対象となる基地局



○住民への周知

